

令和 5 年 12 月 5 日

第 4 回 笠松町議会定例会議案

目 次

- 第 6 4 号議案 笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例について
- 第 6 5 号議案 笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 6 号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 7 号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 8 号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 9 号議案 笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 0 号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 1 号議案 町道の路線認定について
- 第 7 2 号議案 令和 5 年度笠松町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 第 7 3 号議案 令和 5 年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 7 4 号議案 令和 5 年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 一 般 質 問

第 6 4 号議案

笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例について

笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例

笠松町病後児保育の実施に関する条例（平成 2 7 年笠松町条例第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、病氣中又は病氣の回復期にあり、保護者の勤務、傷病、事故、冠婚葬祭等の事由により家庭での保育及び看護が困難な児童（以下「病児・病後児」という。）を一時的に保育する病児・病後児保育事業（以下「本事業」という。）を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 実施主体は笠松町（以下「町」という。）とする。ただし、町は適切に本事業を実施することができると認める事業者（以下「委託施設」という。）に全部又は一部を委託することができる。

（対象児童）

第 3 条 本事業の対象となる児童は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 町内又は病児・病後児保育事業実施施設の広域利用に関する協定を締結した他の市町に住所を有する児童
- （2） 当面症状の急変は認められないが病氣の回復期に至らない場合又は病氣の回復期のため集団保育が困難な場合であり、医師が本事業の利用を適当と認めた児童
- （3） 生後 3 か月から小学校第 3 学年までの児童。ただし、委託施設の場合は、その受入基準を満たす児童とする。

(利用料)

第4条 利用料の額は、日額2,000円とする。

(利用料の免除)

第5条 町長は、町内に住所を有する対象児童が次の各号のいずれかの世帯に属する場合は、前条に規定する利用料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護世帯

(2) 3人以上の児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を現に扶養する多子世帯

(3) その他町長が必要と認めた世帯

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の笠松町病後児保育の実施に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の笠松町病児・病後児保育の実施に関する条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為とみなす。

第 6 5 号議案

笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年笠松町条例第 3 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

笠松町個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年笠松町条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 町長の項特定個人情報の欄中「国民健康保険に関する情報、後期高齢者医療保険に関する情報」を「健康保険法に関する情報、船員保険法に関する情報、私立学校教職員共済法に関する情報、国家公務員共済組合法に関する情報、地方公務員等共済組合法に関する情報、国民健康保険法に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律に関する情報、身体障害者手帳に関する情報、療育手帳に関する情報、精神障害者保健福祉手帳に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日から施行する。

第 6 6 号議案

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 2 年笠松町条例第 5 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 2 年笠松町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 0」を「1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

第 2 条 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 2 5」に、「1 0 0 分の 2 3 0」を「1 0 0 分の 2 2 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第 6 7 号議案

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年笠松町条例第 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年笠松町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 0」を「1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

第 2 条 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 0」を「1 0 0 分の 2 2 5」に、「1 0 0 分の 2 3 0」を「1 0 0 分の 2 2 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）は、令和 5 年 1 2 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第68号議案

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日 提出

笠松町長 古田 聖 人

笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

第18条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を、「にあつては」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合には100分の105」を加え、同条第3項中「67.5」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の70」とを、「57.5」との次に「、100分の105」とあるのは「100分の60」とを加える。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）」を加える。

第19条の2第3項中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエン

ザ等緊急事態派遣手当」を「新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第19条の3中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100

27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300

59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		

91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			
117		302,900			
118		303,100			
119		303,400			
120		303,700			
121		304,100			
122		304,300			

	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第19条の4
第1項に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700

18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100

50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800

82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	

114	295,000	325,900	358,700
115	295,300	326,300	359,200
116	295,500	326,600	359,600
117	295,800	326,800	360,000
118	296,100	327,100	360,400
119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	

	146	304,600	336,000			
	147	304,900	336,400			
	148	305,300	336,800			
	149	305,500	337,100			
	150	305,700	337,500			
	151	306,000	337,900			
	152	306,300	338,300			
	153	306,700	338,600			
	154	306,900				
	155	307,100				
	156	307,400				
	157	307,700				
	158	308,000				
	159	308,300				
	160	308,600				
	161	309,000				
	162	309,300				
	163	309,600				
	164	309,900				
	165	310,300				
	166	310,600				
	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考 この表は保健師・看護師等の資格を有し、現にこの職務に従事している職員に適用する。

第2条 笠松町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

第19条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120」を「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の48.75」に、「100分の57.5」を「100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）」を「100分の58.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の笠松町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第18条及び第19条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の笠松町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（町の規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町の規則で定める。

第 6 9 号議案

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年笠松町条例
第 9 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年笠松町条例
第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	147, 100	200, 200
2	148, 100	201, 200
3	149, 100	202, 200
4	150, 100	203, 000
5	151, 200	203, 700
6	152, 300	205, 200
7	153, 400	206, 500
8	154, 400	207, 600
9	155, 300	208, 900
10	156, 400	209, 600
11	157, 500	210, 400
12	158, 600	211, 100
13	159, 500	212, 200
14	160, 600	213, 100
15	161, 800	214, 000
16	162, 900	214, 800
17	164, 000	215, 700
18	165, 400	216, 700
19	166, 700	217, 600
20	167, 900	218, 500
21	169, 000	219, 200
22	170, 200	220, 000
23	171, 400	220, 800
24	172, 600	221, 400
25	173, 700	222, 100
26	175, 200	222, 600

2 7	176, 700	223, 000
2 8	178, 200	223, 500
2 9	179, 600	224, 100
3 0	181, 000	225, 100
3 1	182, 500	226, 000
3 2	184, 000	226, 600
3 3	185, 400	227, 100
3 4	187, 100	228, 100
3 5	188, 800	229, 100
3 6	190, 500	230, 100
3 7	192, 200	230, 600
3 8	193, 300	231, 700
3 9	194, 700	232, 800
4 0	195, 800	233, 800
4 1	196, 800	234, 500
4 2	198, 200	235, 500
4 3	199, 400	236, 400
4 4	200, 600	237, 200
4 5	202, 100	238, 000
4 6	203, 100	238, 800
4 7	204, 000	239, 500
4 8	205, 100	240, 100
4 9	206, 200	240, 700
5 0	207, 200	241, 600
5 1	208, 100	242, 500
5 2	209, 100	243, 300
5 3	210, 200	244, 200
5 4	211, 200	245, 100
5 5	212, 100	245, 700
5 6	213, 000	246, 400
5 7	213, 900	247, 200
5 8	214, 500	247, 900

5 9	215, 200	248, 600
6 0	216, 000	249, 200
6 1	216, 800	249, 800
6 2	217, 300	250, 600
6 3	217, 800	251, 400
6 4	218, 300	252, 000
6 5	218, 800	252, 600
6 6	219, 400	253, 100
6 7	220, 000	253, 500
6 8	220, 500	253, 900
6 9	220, 800	254, 600
7 0	221, 100	255, 100
7 1	221, 400	255, 500
7 2	221, 700	255, 800
7 3	221, 900	256, 000
7 4	222, 300	256, 300
7 5	222, 600	256, 700
7 6	223, 000	257, 100
7 7	223, 200	257, 400
7 8	223, 700	257, 800
7 9	224, 000	258, 200
8 0	224, 300	258, 600
8 1	224, 600	258, 900
8 2	224, 900	259, 200
8 3	225, 200	259, 500
8 4	225, 500	259, 700
8 5	225, 800	259, 900
8 6	226, 100	260, 100
8 7	226, 400	260, 400
8 8	226, 700	260, 700
8 9	227, 000	260, 900
9 0	227, 400	261, 100

9 1	227, 700	261, 400
9 2	228, 000	261, 600
9 3	228, 200	261, 900
9 4	228, 500	262, 200
9 5	228, 800	262, 500
9 6	229, 100	262, 700
9 7	229, 300	262, 900
9 8	229, 600	263, 200
9 9	229, 800	263, 400
1 0 0	230, 100	263, 700
1 0 1	230, 400	264, 000
1 0 2	230, 600	264, 200
1 0 3	230, 900	264, 500
1 0 4	231, 200	264, 800
1 0 5	231, 500	265, 000
1 0 6	232, 000	265, 200
1 0 7	232, 300	265, 500
1 0 8	232, 600	265, 700
1 0 9	232, 800	266, 000
1 1 0	233, 200	266, 300
1 1 1	233, 600	266, 600
1 1 2	233, 900	266, 800
1 1 3	234, 100	267, 000
1 1 4	234, 600	267, 300
1 1 5	235, 100	267, 500
1 1 6	235, 600	267, 700
1 1 7	235, 900	268, 000
1 1 8	236, 300	268, 300
1 1 9	236, 700	268, 600
1 2 0	237, 000	268, 900
1 2 1	237, 400	269, 100
1 2 2		269, 300

1 2 3	269, 600
1 2 4	269, 900
1 2 5	270, 100
1 2 6	270, 300
1 2 7	270, 600
1 2 8	270, 900
1 2 9	271, 100
1 3 0	271, 300
1 3 1	271, 600
1 3 2	271, 900
1 3 3	272, 100
1 3 4	272, 300
1 3 5	272, 600
1 3 6	272, 900
1 3 7	273, 100

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の笠松町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(町の規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町の規則で定める。

第70号議案

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月5日提出

笠松町長 古田 聖 人

笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

笠松町国民健康保険税条例（昭和42年笠松町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者

均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第27条第2項第1号中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の笠松町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 7 1 号議案

町道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定により、次の町道の路線を認定したいので町議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

記

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
3 2 7 5	北及 7 6 号線	北及	
		北及	
3 2 7 6	長池 2 2 号線	長池	
		長池	

令和５年度笠松町一般会計補正予算書

第 7 2 号 議 案

令和５年度笠松町一般会計補正予算（第 7 号）

令和５年度笠松町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 2, 7 9 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 3 1 1, 3 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位:千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
12分担金及び負担金		131,646	4	131,650	
14国庫支出金	1負担金	131,646	4	131,650	
		1,053,977	253,639	1,307,616	
	1国庫負担金	795,043	57,004	852,047	
	2国庫補助金	253,386	196,619	450,005	
15県支出金	3委託金	5,548	16	5,564	
		601,854	31,724	633,578	
	1県負担金	403,140	28,502	431,642	
18繰入金	2県補助金	158,123	3,222	161,345	
		196,788	100,829	297,617	
	2基金繰入金	186,197	100,829	287,026	
21町債		251,300	86,600	337,900	
	1町債	251,300	86,600	337,900	
歳入	合計	7,838,549	472,796	8,311,345	

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 議 会 費		75,944	395	76,339	
2 総 務 費	1 議 会 費	75,944	395	76,339	
	2 総 務 管 理 費	918,095	59,694	977,789	
3 民 生 費	1 総 務 管 理 費	442,661	△3,035	439,626	
	2 企 業 管 理 費	273,735	55,232	328,967	
	3 徴 収 税 費	116,190	△67	116,123	
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	57,220	7,564	64,784	
4 衛 生 費		2,742,519	271,005	3,013,524	
	1 社 会 福 祉 社 費	1,875,563	267,911	2,143,474	
5 農 林 水 産 業 費	2 児 童 福 祉 社 費	866,856	3,094	869,950	
		1,180,961	91,688	1,272,649	
	1 保 健 衛 生 社 費	404,502	91,688	496,190	
6 商 工 費		42,605	218	42,823	
	1 農 業 費	41,831	218	42,049	
7 土 木 費		66,732	1,039	67,771	
	1 商 工 費	66,732	1,039	67,771	
7 土 木 費		753,549	5,031	758,580	
	1 土 木 管 理 費	69,656	△1,014	68,642	
	4 都 市 計 画 費	339,630	6,045	345,675	

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費			1, 0 2 1, 7 7 9	4 3, 4 4 9	1, 0 6 5, 2 2 8
	1 教 育 総 務 費		2 8 9, 7 5 9	1 5, 1 6 9	3 0 4, 9 2 8
	2 小 学 校 費		1 8 2, 8 3 5	1 9, 1 6 3	2 0 1, 9 9 8
	3 中 学 校 費		1 2 1, 8 1 2	5, 0 8 2	1 2 6, 8 9 4
	4 社 会 教 育 費		1 5 4, 0 4 3	1, 4 8 0	1 5 5, 5 2 3
10 公 債 費	5 保 健 体 育 費		2 7 3, 3 3 0	- 2, 5 5 5	2 7 5, 8 8 5
			5 9 9, 6 3 3	2 7 7	5 9 9, 9 1 0
	1 公 債 費		5 9 9, 6 3 3	2 7 7	5 9 9, 9 1 0
歳 出 合 計			7, 8 3 8, 5 4 9	4 7 2, 7 9 6	8, 3 1 1, 3 4 5

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	施設管理事業	86,691

第3表 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健衛生施設整備事業	86,600	証書借入 又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。 銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算書

第73号議案

令和5年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,303千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,205,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 国民健康保険税		425,792	△100	425,692	
	1 国民健康保険税	425,792	△100	425,692	
5 繰入金		275,246	2,403	277,649	
	1 他会計繰入金	159,046	2,403	161,449	
歳入	合 計	2,203,061	2,303	2,205,364	

(歳出)		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		38,969	2,303	41,272	
	1 総務管理費	32,749	323	33,072	
	2 徴収税費	6,020	1,980	8,000	
歳出	合 計	2,203,061	2,303	2,205,364	

令和５年度笠松町介護保険特別会計補正予算書

第 7 4 号 議 案

令和５年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和５年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 4 5 2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2, 0 6 5, 6 9 4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和５年12月5日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		項	補正前の額	補正額	計
款	料				
1 保	険		401,831	19	401,850
		1 介護保険料	401,831	19	401,850
4 国	庫		462,830	17	462,847
	支出金				
		1 国庫負担金	346,231	13	346,244
		2 国庫補助金	116,599	4	116,603
5 支	払		514,972	24	514,996
	基金交付金				
		1 支払基金交付金	514,972	24	514,996
6 県	支		282,029	15	282,044
	支出金				
		1 県負担金	268,217	15	268,232
8 繰	入		348,294	1,377	349,671
	繰入金				
		1 他会計繰入金	313,060	1,377	314,437
	歳入	合 計	2,064,242	1,452	2,065,694

(単位：千円)

(歳 出)		(単位：千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費	45, 247	1, 366	46, 613	
	3 介 護 認 定 費	21, 879	1, 337	23, 216	
2 保 険 給 付 費		20, 069	29	20, 098	
		1, 877, 745	86	1, 877, 831	
	5 特定入所者介護サービス諸費	44, 633	86	44, 719	
歳 出 合 計		2, 064, 242	1, 452	2, 065, 694	